

京都府立大学学術報告 編集・投稿規定

1968. 6. 4
 1991. 8.29 改正
 1997. 7.11 改正
 2000.10.10 改正
 2002.10.10 改正

1 この規定は、京都府立大学学術報告の2部門に適用する。

京都府立大学学術報告 人文・社会

京都府立大学学術報告 人間環境学・農学

2 投稿の資格

(1) 本学の教職員

(2) 学術報告委員会が適当と認めた者

3 原稿の種類

学術報告に掲載する原稿は、原則として原著論文とし、その内容がそれぞれの学問分野の見地から興味があり、かつ有意義なものに限る。

4 投稿原稿の数

投稿は1人1篇とする。

5 原稿の長さ

原稿の長さは部門ごとに決める。

6 原稿用紙

(1) 邦文論文、欧文論文とも、フロッピーディスクと、下表の規定により、A4判の用紙を用いて鮮明に打出した原稿を提出する。

(2) 邦文論文については、手書きの場合には所定様式の原稿用紙を使用する。

使用言語	邦 文		欧 文
編	人 文 ・ 社 会	人間環境学・農学	各 編 共 通
組 み	縦 書 き	横 書 き	
本 文 組	1頁 1行31字×23行×2段 (1,426字詰)	1頁 1行43字×35行 (1,505字詰)	1頁 1行25字×50行×2段 (2,500字詰)
手書き原稿 (所定様式 を使用)	1枚 1行25字×16行 (400字詰) (3.6枚で本文約1頁分)	1枚 1行25字×16行 (400字詰) (3.8枚で本文約1頁分)	1枚 1行24字×23行 (552字詰) (4.3枚で本文約1頁分)
パソコン・ ワープロ原稿	1枚 1行31字×23行 (713字詰) (2枚で本文1頁分)	1枚 1行43字×35行 (1,505字詰) (1枚で本文1頁分)	1枚 1行50字×25行 (1,250字詰) (2枚で本文1頁分)

7 原稿の提出

論文の掲載を希望する部門を明記し、各所属の学術報告委員に提出する。

原稿締切日は毎年学術報告委員会が決める。

8 原稿の掲載

学術報告委員会は、予算の範囲内において原稿を採択し、登載順序を決める。採択した原稿についても、字句の修正等を求めることがある。

9 原稿作成上の留意点

(1) 標題および著者名

邦文の論文については欧文タイトルおよびフルネームを付ける。

(2) 要旨(Synopsis)

人間環境学および農学の論文には要旨を付ける。その位置は、標題・著者名と本文との間とする。要旨の長さは、邦文 400 字、英文 200 語程度とする。

(3) 注

横書きの場合は脚注とする。

(4) 参考文献・引用文献における誌名省略法

各分野でもっとも一般的に用いられる方法による。

(5) 表、図、写真

図、写真の大きさについては、部門ごとに決める。

表、図は別紙に書く。また、可能な限りデジタルデータも提出する。

(6) 数、数式、単位

数は原則としてアラビア数字を用いる。

数式は誤解を生じない限り 1 行に入るように書く。

単位は JIS などを参考とする。

10 受理年月日

論文は受理年月日を明記する。学術報告委員は、論文を受付けたとき、受理年月日を原稿に記入する。採択が確定した場合には、この日付をもって受理年月日とする。

11 校正

原則として 3 校で校了とする。

校正は著者校正とする。初校は 3 日以内、再校以後は 2 日以内に幹事まで返納しなければならない。著者不在の場合は、代理校正者を定めておかななければならない。

校正の際、内容、文章を訂正することはできない。

Note added in proof は論文の末尾におく。

12 別刷

別刷は 1 論文につき、原則として、人文・社会は 30 部、人間環境学・農学は 50 部を贈呈する。ただし、希望者は、人文・社会は 50 部まで、人間環境学・農学は 100 部まで贈呈することとし、必要部数を原稿に朱書する。それ以上を必要とする場合は、実費を著者負担とする。

13 著作権

掲載された論文の著作権は著者に帰属する。

また、受理された論文は「京都府立大学学術報告」として出版するほか、電子化による利用に供することができる。